

緊急事態宣言に伴う授業運営のお知らせ

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、発出対象地域の東京都と千葉県に所在するキャンパスでは、1月12日より学部生の対面授業レベルを次のように変更する予定です。当該キャンパスでは、在宅での学修をいっそう推進します。

○遠隔授業とともに、週2回（午後のみ）の範囲※で対面授業も継続します。

※国家試験の模擬試験や少人数での補習等は、この限りではありません。

○通学が困難な場合は登校を自粛することも認め、可能な範囲で在宅での学修を支援します。

○実習については、実習先との協議によります。

○定期試験は例年通り対面形式も実施しますので、日程等は後日連絡します。

詳細は、各学部・学科からの案内を参照してください。

感染状況により、この授業運営は随時見直しして参ります。

2021年1月7日

東京医療保健大学
学長 木村 哲